


公表用

令和6年11月

狛江市議会第4回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

- | | 頁 |
|--|-------|
| 1 報告第4号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて | -4- |
| 2 議案第46号 令和6年度狛江市一般会計補正予算（第5号） | -16- |
| 3 議案第47号 令和6年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | -47- |
| 4 議案第48号 令和6年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号） | -55- |
| 5 議案第49号 狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 | -75- |
| 6 議案第50号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | -77- |
| 7 議案第51号 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例 | -89- |
| 8 議案第52号 狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | -104- |
| 9 議案第53号 狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | -106- |

- | | | | |
|----|--------|------------------------------------|-------|
| 10 | 議案第54号 | 狛江市学童保育所設置条例の一部を改正する条例 | -111- |
| 11 | 議案第55号 | 狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | -114- |
| 12 | 議案第56号 | 狛江市小学生クラブの設置及び管理に関する条例 | -117- |
| 13 | 議案第57号 | 道路の廃止について | -120- |
| 14 | 同意第5号 | 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | -121- |
| 15 | 同意第6号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | -122- |
| 16 | 同意第7号 | 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | -123- |

報告第 4 号

令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、令和 6 年10月 8 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年11月25日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年10月 8 日

報告第4号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第4号)

令和6年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度狛江市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,288,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月8日 専決

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
16. 都 支 出 金		6,107,828	38,134	6,145,962
	3. 委 託 金	240,686	38,134	278,820
歳 入	合 計	36,250,259	38,134	36,288,393

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総 務 費		4,773,685	38,134	4,811,819
	4. 選 挙 費	67,467	38,134	105,601
歳 出	合 計	36,250,259	38,134	36,288,393

狛江市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 都 支 出 金	6,107,828	38,134	6,145,962
歳 入 合 計	36,250,259	38,134	36,288,393

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	4,773,685	38,134	4,811,819	0	38,134	0	0	0
歳 出 合 計	36,250,259	38,134	36,288,393	0	38,134	0	0	0

2. 歳入

(款) 16. 都支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	千円 196,312	千円 38,134	千円 234,446	4. 選挙費委託金	千円 38,134	3. 衆議院議員選挙委託金 千円
計	240,686	38,134	278,820			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 衆議院議員選挙費	千円 0	千円 38,134	千円 38,134	千円	千円 38,134	千円	千円	千円	千円	千円	
					915			1. 報酬	5,100	1. 人件費	915
								3. 職員手当等	915	〔職員課〕	
								7. 報償費	7,817	職員手当等	915
								8. 旅費	5		
					37,219			1. 費用弁償	2	2. 衆議院議員選挙費	37,219
								2. 普通旅費	3	〔選挙管理委員会事務局〕	
								10. 需用費	2,879	報酬	5,100
								1. 消耗品費	1,020	投票管理者報酬	468
								2. 燃料費	6	16,700円×14人×2回	
								4. 印刷製本費	330	投票立会人報酬	622
								6. 修繕料	1,523	14,800円×42人×1回	
								11. 役務費	6,030	期日前投票管理者報酬	201
								1. 通信運搬費	3,674	16,700円×1人×12回	
								3. 手数料	1,874	期日前投票立会人報酬	356
								6. 保険料	482	14,800円×2人×12回	
								12. 委託料	10,299	開票管理者報酬	15
								13. 使用料及び賃借料	2,284	14,300円×1人×1回	
								17. 備品購入費	2,805	開票立会人報酬	226
										11,300円×20人×1回	
										一般事務補助報酬(時間額)	3,212
)	
										報償費	7,817
										投・開票事務従事者等報償	7,645
										街頭啓発報償	21
										ポスター掲示場借上謝礼	151
										旅費	5
										費用弁償	(2)
										委員出張旅費	

											普通旅費	(3)
											職員出張旅費	
											需用費	2,879
											消耗品費	(1,020)
											事務用消耗品	
											燃料費	(6)
											自動車用燃料費	
											印刷製本費	(330)
											選挙特集	
											修繕料	(1,523)
											交付機・読取分類機等修繕	
												1,503
											車椅子修繕	20
											役務費	6,030
											通信運搬費	(3,674)
											入場整理券等郵送料	3,512
											不在者投票郵送料	142
											在外投票郵送料	20
											手数料	(1,874)
											選挙公報配布手数料	1,148
											白布等クリーニング	167
											廃棄処分手数料	250
											投票用紙リサイクル手数料	
												220
											選挙特集号折込手数料	89
											保険料	(482)
											選挙事務従事者傷害保険	23
											選挙人傷害保険	343
											選挙事務賠償責任保険	116
											委託料	10,299
											ポスター掲示場設置等委託	
												3,061
											投票所入場整理券作成・封	
											入封かん委託	4,591
											選挙事務支援システム保守	
											委託	924

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	選挙資材搬入・撤去業務委託 572 学校施設施設管理業務委託 44 選挙システム選挙時支援委託 440 投票所夜間管理業務委託 55 投票所案内業務委託 302 期日前投票所受付業務委託 310 使用料及び賃借料 2,284 複写機借上 18 タクシー借上 385 投票システム用パソコン借上 1,287 携帯電話借上 25 駐車場料 54 投票所等用冷蔵庫借上 515 備品購入費 2,805 投票用紙自動交付機 1,540 投票用紙計数機 1,265	
計	67,467	38,134	105,601		38,134						

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月 分) 期 末 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千 円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,716	(4.65) 13,354				42,070	5,559	47,629	
	議 員	22	124,416		(4.65) 57,854				182,270	36,642	218,912	
	そ の 他 の 特 別 職	845	72,942						72,942		72,942	
	計	870	197,358	28,716	71,208				297,282	42,201	339,483	
補 正 前	長 等	3		28,716	(4.65) 13,354				42,070	5,559	47,629	
	議 員	22	124,416		(4.65) 57,854				182,270	36,642	218,912	
	そ の 他 の 特 別 職	765	71,054						71,054		71,054	
	計	790	195,470	28,716	71,208				295,394	42,201	337,595	
比 較	長 等	0		0	(0.00) 0				0	0	0	
	議 員	0	0		(0.00) 0				0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	80	1,888						1,888		1,888	
	計	80	1,888	0	0				1,888	0	1,888	

2 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(9) 【548】 449	830,593	1,755,615	1,520,360	4,106,568	668,021	4,774,589
補正前	(9) 【532】 449	827,381	1,755,615	1,519,445	4,102,441	668,021	4,770,462
比較	(0) 【16】 0	3,212	0	915	4,127	0	4,127

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
補正後	297,031	33,418	62,967	8,070	98,655	828,197	207	41,516	27,000	123,299	
補正前	297,031	33,418	62,967	8,070	97,740	828,197	207	41,516	27,000	123,299	
比較	0	0	0	0	915	0	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	3,212	その他の増減分	3,212	その他の増加分 3,212
給料	0	給与改定に伴う増減分	0	給与改定に伴う増減分 0
		その他の増減分	0	新陳代謝等に伴う増減分 0
職員手当	915	制度改定に伴う増減分	0	制度改定に伴う増減分 0
		その他の増減分	915	その他の増加分 915

議案第 46 号

令和 6 年度狛江市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 25 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第46号別紙

令和6年度

狛江市一般会計補正予算(第5号)

令和6年度狛江市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度狛江市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ223,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,511,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和6年11月25日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		6,573,092	375	6,573,467
	2. 国庫補助金	1,511,961	375	1,512,336
16. 都支出金		6,145,962	6,149	6,152,111
	2. 都補助金	4,041,390	6,149	4,047,539
19. 繰入金		625,088	125,295	750,383
	1. 繰入金	625,088	125,295	750,383
21. 諸収入		620,321	51,326	671,647
	5. 雑収入	555,882	51,326	607,208
22. 市債		774,100	40,000	814,100
	1. 市債	774,100	40,000	814,100
歳入	合 計	36,288,393	223,145	36,511,538

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 議 会 費		320,492	△397	320,095
	1. 議 会 費	320,492	△397	320,095
2. 総 務 費		4,811,819	66,995	4,878,814
	1. 総 務 管 理 費	4,057,010	56,766	4,113,776
	2. 徴 税 費	375,018	7,908	382,926
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	248,271	1,602	249,873
	4. 選 挙 費	105,601	334	105,935
	6. 監 査 委 員 費	24,581	385	24,966
3. 民 生 費		18,359,483	71,964	18,431,447
	1. 社 会 福 祉 費	7,114,772	9,787	7,124,559
	2. 児 童 福 祉 費	8,658,004	57,489	8,715,493
	3. 生 活 保 護 費	2,586,707	4,688	2,591,395
4. 衛 生 費		2,765,357	14,615	2,779,972
	1. 保 健 衛 生 費	1,179,826	12,112	1,191,938
	2. 清 掃 費	1,585,531	2,503	1,588,034
6. 農 業 費		44,183	343	44,526
	1. 農 業 費	44,183	343	44,526
7. 商 工 費		122,861	△4,477	118,384
	1. 商 工 費	122,861	△4,477	118,384
8. 土 木 費		2,577,474	30,868	2,608,342
	1. 土 木 管 理 費	151,405	4,746	156,151
	4. 都 市 計 画 費	1,940,173	26,122	1,966,295
9. 消 防 費		1,323,310	8,302	1,331,612
	1. 消 防 費	1,323,310	8,302	1,331,612
10. 教 育 費		4,050,142	54,639	4,104,781
	1. 教 育 総 務 費	698,964	5,151	704,115
	2. 小 学 校 費	1,017,033	14,155	1,031,188
	3. 中 学 校 費	628,283	2,045	630,328
	5. 社 会 教 育 費	1,031,320	33,288	1,064,608
11. 公 債 費		1,576,670	△19,707	1,556,963
	1. 公 債 費	1,576,670	△19,707	1,556,963
歳 出	合 計	36,288,393	223,145	36,511,538

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緑野小学校放課後 子ども教室整備事業			令和7年度	67,362千円
市民センター初年度備品 (公民館初年度)			令和7年度	30,000千円
市民センター初年度備品 (図書館初年度)			令和7年度	75,000千円

第三表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業債	千円 23,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	庁舎整備事業債	千円 23,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
谷戸橋地区センター 整備事業債	39,000				谷戸橋地区センター 整備事業債	39,000			
猪方学童保育所 整備事業債	45,200				猪方学童保育所 整備事業債	45,200			
(仮称)和泉小学校 学童クラブ整備事業債	37,200				(仮称)和泉小学校 学童クラブ整備事業債	37,200			
道路整備事業債	56,500				道路整備事業債	56,500			
狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	35,100				狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	35,100			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	33,700				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	33,700			
(仮称)駒井公園 整備事業債	204,800				(仮称)駒井公園 整備事業債	204,800			
公園遊具整備事業債	15,700				公園遊具整備事業債	15,700			
消防団施設整備事業債	5,700				消防団施設整備事業債	5,700			
防災行政無線 整備事業債	2,800				防災行政無線 整備事業債	2,800			
河川水位監視カメラ 整備事業債	3,000				河川水位監視カメラ 整備事業債	3,000			

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第六小学校整備事業債	25,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	第六小学校整備事業債	25,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から据 置期間を含め、25年 以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
和泉小学校整備事業債	18,100				和泉小学校整備事業債	18,100			
第一中学校整備事業債	27,700				第一中学校整備事業債	27,700			
第四中学校整備事業債	17,200				第四中学校整備事業債	17,200			
緑野小学校 放課後子ども教室 整備事業債					緑野小学校 放課後子ども教室 整備事業債	40,000			
市民センター 整備事業債	129,000				市民センター 整備事業債	129,000			
新図書館整備事業債	6,400				新図書館整備事業債	6,400			
市民総合体育館 整備事業債	48,500				市民総合体育館 整備事業債	48,500			
計	774,100				計	814,100			

狛江市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	6,573,092	375	6,573,467
16. 都支出金	6,145,962	6,149	6,152,111
19. 繰入金	625,088	125,295	750,383
21. 諸収入	620,321	51,326	671,647
22. 市債	774,100	40,000	814,100
歳入合計	36,288,393	223,145	36,511,538

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	320,492	△397	320,095	0	0	0	0	△397
2. 総務費	4,811,819	66,995	4,878,814	0	0	0	0	66,995
3. 民生費	18,359,483	71,964	18,431,447	375	6,149	0	0	65,440
4. 衛生費	2,765,357	14,615	2,779,972	0	0	0	0	14,615
6. 農業費	44,183	343	44,526	0	0	0	0	343
7. 商工費	122,861	△4,477	118,384	0	0	0	0	△4,477
8. 土木費	2,577,474	30,868	2,608,342	0	0	0	0	30,868
9. 消防費	1,323,310	8,302	1,331,612	0	0	0	0	8,302
10. 教育費	4,050,142	54,639	4,104,781	0	0	40,000	0	14,639
11. 公債費	1,576,670	△19,707	1,556,963	0	0	0	0	△19,707
歳出合計	36,288,393	223,145	36,511,538	375	6,149	40,000	0	176,621

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 507,003	千円 375	千円 507,378	1. 社会福祉費 補助金	千円 375	9. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 千円
計	1,511,961	375	1,512,336			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,760,744	千円 6,149	千円 1,766,893	5. 障がい者 自立支援事業費 補助金	千円 108	4. 特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金 千円
				6. 児童福祉費 補助金	6,041	11. 保育士等キャリアアップ補助金 3,841 19. 保育力強化事業補助金 2,200
計	4,041,390	6,149	4,047,539			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 537,285	千円 125,295	千円 662,580	1. 財政調整 基金繰入金	千円 125,295	1. 基金繰入金 千円
計	625,088	125,295	750,383			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 555,882	千円 51,326	千円 607,208	5. 雑入	千円 51,326	8. 多摩川衛生組合負担金清算金 千円
計	555,882	51,326	607,208			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 教育債	千円 271,900	千円 40,000	千円 311,900	2. 社会教育施設 整備事業債	千円 40,000	4. 緑野小学校放課後子ども教室整備事業債 千円
計	774,100	40,000	814,100			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 議会費	千円 320,492	千円 △397	千円 320,095	千円	千円	千円	千円	千円 △397		千円		
								△2,885	2. 給料	△1,800	1. 人件費	△2,885
									3. 職員手当等	1,838	[職員課]	
									4. 共済費	△435	給料	△1,800
											一般職給	
											職員手当等	△650
											共済費	△435
								2,488			2. 議会関係費	2,488
											[議会事務局]	
											職員手当等	2,488
計	320,492	△397	320,095					△397				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,623,693	千円 56,766	千円 1,680,459	千円	千円	千円	千円	千円 56,766		千円		
								19,751	1. 報酬	18,000	1. 人件費	19,751
									2. 給料	12,000	[職員課]	
									3. 職員手当等	8,488	給料	12,000
									4. 共済費	3,029	一般職給	
									18. 負担金、 補助及び 交付金	15,249	職員手当等	4,722
											共済費	3,029
								37,015			8. 職員管理費	37,015
											[職員課]	
											報酬	18,000
											一般事務報酬	

											職員手当等	3,766
											負担金、補助及び交付金	15,249
											市町村職員退職手当組合負担金	
計	4,057,010	56,766	4,113,776						56,766			

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	千円 232,019	千円 7,908	千円 239,927	千円	千円	千円	千円			千円	
							7,908	2. 給料	4,500	1. 人件費	7,908
							7,908	3. 職員手当等	1,620	[職員課]	
								4. 共済費	1,788	給料	4,500
										一般職給	
										職員手当等	1,620
										共済費	1,788
計	375,018	7,908	382,926				7,908				

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 247,792	千円 1,602	千円 249,394	千円	千円	千円	千円			千円	
							1,602	2. 給料	1,000	1. 人件費	1,602
							1,602	3. 職員手当等	360	[職員課]	
								4. 共済費	242	給料	1,000
										一般職給	
										職員手当等	360
										共済費	242
計	248,271	1,602	249,873				1,602				

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 選挙管理委員会費	千円 25,062	千円 334	千円 25,396	千円	千円	千円	千円 334		千円	千円	
							334	2. 給料	106	1. 人件費 334	
								3. 職員手当等	50	[職員課]	
								4. 共済費	178	給料 106	
										一般職給 職員手当等 50	
										共済費 178	
計	105,601	334	105,935				334				

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	千円 24,581	千円 385	千円 24,966	千円	千円	千円	千円 385		千円	千円	
							385	2. 給料	100	1. 人件費 385	
								3. 職員手当等	107	[職員課]	
								4. 共済費	178	給料 100	
										一般職給 職員手当等 107	
										共済費 178	
計	24,581	385	24,966				385				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	千円 2,199,644	千円 9,732	千円 2,209,376	千円 375	千円 108	千円	千円 9,249		千円	千円	
							1,107	2. 給料	560	1. 人件費 1,107	
								3. 職員手当等	210	[職員課]	
								4. 共済費	337	給料 560	

									12. 委託料	3,981	一般職給	
									18. 負担金、補助及び交付金	644	職員手当等	210
											共済費	337
				375				125	27. 繰出金	4,000	26. 生活困窮者自立相談支援事業	500
											[福祉相談課]	
											負担金、補助及び交付金	500
											NPO法人等に対する活動支援事業補助金	
								3,981			31. 障がい者就労・生活支援	3,981
											[高齢障がい課]	
											委託料	3,981
											障がい者就労支援事業委託	2,097
											障がい者地域自立生活支援センター事業委託	1,884
					108			36			33. 障がい福祉サービス事業所等補助	144
											[高齢障がい課]	
											負担金、補助及び交付金	144
											特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金	
								4,000			38. 国民健康保険特別会計繰出	4,000
											[財政課]	
											繰出金	4,000
											国民健康保険特別会計繰出金	
5. 国民年金費	11,269	55	11,324					55				
								55	2. 給料	27	1. 人件費	55
									3. 職員手当等	20	[職員課]	
									4. 共済費	8	給料	27

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	一般職給 職員手当等 共済費	
計	7,114,772	9,787	7,124,559	375	108		9,304				

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明		
				特定財源					区分	金額			
				国支出金	都支出金	地方債	その他						
1. 児童福祉 総務費	千円 2,429,760	千円 31,288	千円 2,461,048	千円	千円	千円	千円 31,288		千円				
										2. 給料	15,000	1. 人件費	31,288
										3. 職員手当等	7,400	[職員課]	
										4. 共済費	8,888	給料	15,000
										一般職給 職員手当等 共済費	7,400 8,888		
2. 児童措置費	4,128,027	6,300	4,134,327		6,041		259						
										18. 負担金、 補助及び 交付金	6,300	10. 保育所等児童運営費	6,300
										[児童育成課] 負担金、補助及び交付金	6,300		
										保育士等キャリアアップ補 助金	4,100		
										保育力強化事業補助金	2,200		
4. 保育園費	924,518	18,000	942,518				18,000						
										1. 報酬	15,000	3. 保育園維持管理費	18,000
										3. 職員手当等	3,000	[児童育成課] 報酬	15,000
										保育補助等報酬(時間額) 職員手当等	3,000		
5. 学童保育費	884,370	1,901	886,271				1,901						
										2. 給料	500	1. 人件費	1,901

									3. 職員手当等	180	〔職員課〕 給料 一般職給 職員手当等 共済費
								4. 共済費	1,221	500	
										180	
計	8,658,004	57,489	8,715,493			6,041			51,448		1,221

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護 総務費	千円 206,859	千円 4,688	千円 211,547	千円	千円	千円	千円			千円	
							4,688				
							4,688	2. 給料	1,672	1. 人件費	4,688
								3. 職員手当等	610	〔職員課〕	
								4. 共済費	2,406	給料	1,672
										一般職給	
										職員手当等	610
										共済費	2,406
計	2,586,707	4,688	2,591,395				4,688				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 587,654	千円 12,112	千円 599,766	千円	千円	千円	千円			千円	
							12,112				
							12,112	2. 給料	7,000	1. 人件費	12,112
								3. 職員手当等	2,520	〔職員課〕	
								4. 共済費	2,592	給料	7,000
										一般職給	
										職員手当等	2,520
										共済費	2,592
4. 公害対策費	81,548	4,805	86,353				4,805				
							4,805	2. 給料	3,000	1. 人件費	4,805
								3. 職員手当等	1,080	〔職員課〕	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4. 共済費	千円 725	給料 3,000 一般職給 職員手当等 1,080 共済費 725	
5. 自然保護費	95,237	△4,805	90,432				△4,805 △4,805	2. 給料	△3,000	1. 人件費 △4,805	
								3. 職員手当等	△1,080	[職員課]	
								4. 共済費	△725	給料 △3,000 一般職給 職員手当等 △1,080 共済費 △725	
計	1,179,826	12,112	1,191,938				12,112				

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	千円 108,854	千円 2,503	千円 111,357	千円	千円	千円	千円 2,503 2,503	2. 給料	1,500	1. 人件費 2,503	
								3. 職員手当等	540	[職員課]	
								4. 共済費	463	給料 1,500 一般職給 職員手当等 540 共済費 463	
計	1,585,531	2,503	1,588,034				2,503				

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費	千円 13,773	千円 343	千円 14,116	千円	千円	千円	千円			千円	
							343	2. 給料	93	1. 人件費 343	
								3. 職員手当等	205	[職員課] 給料	
								4. 共済費	45	一般職給 職員手当等 共済費	
計	44,183	343	44,526				343				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	千円 64,417	千円 △4,477	千円 59,940	千円	千円	千円	千円			千円	
							△4,477	2. 給料	△2,800	1. 人件費 △4,477	
							△4,477	3. 職員手当等	△1,010	[職員課] 給料	
								4. 共済費	△667	一般職給 職員手当等 共済費	
計	122,861	△4,477	118,384				△4,477				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	千円 151,405	千円 4,746	千円 156,151	千円	千円	千円	千円			千円	
							4,746				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	4,746	2. 給料	千円 1,800	千円 1. 人件費 4,746
									3. 職員手当等	1,150	[職員課]
									4. 共済費	1,796	給料
											一般職給
											職員手当等
											共済費
計	151,405	4,746	156,151					4,746			

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 472,449	千円 29,547	千円 501,996	千円	千円	千円	千円	29,547		千円	千円
								29,547	2. 給料	18,400	1. 人件費
									3. 職員手当等	6,630	[職員課]
									4. 共済費	4,517	給料
											一般職給
											職員手当等
											共済費
5. 下水道費	484,976	△3,425	481,551					△3,425			
								△3,425	18. 負担金、 補助及び 交付金	△3,425	1. 下水道事業会計繰出
											[財政課]
											負担金、補助及び交付金
											下水道事業会計補助金
計	1,940,173	26,122	1,966,295					26,122			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,061,375	千円 8,302	千円 1,069,677	千円	千円	千円	千円			千円	
							8,302				
							8,302	18. 負担金、 補助及び 交付金	8,302	1. 常備消防事務委託費 〔安心安全課〕 負担金、補助及び交付金 常備消防事務委託負担金	
計	1,323,310	8,302	1,331,612				8,302				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	千円 191,372	千円 4,604	千円 195,976	千円	千円	千円	千円			千円	
							4,604				
								2. 給料	2,200	1. 人件費	
								3. 職員手当等	973	〔職員課〕	
								4. 共済費	1,431	給料	
										一般職給 職員手当等 共済費	
										2,200 973 1,431	
3. 教育指導費	503,289	547	503,836				547				
							547	17. 備品購入費	547	21. 情報教育推進費	
										〔指導室〕 備品購入費 タブレット保管庫	
										547	
計	698,964	5,151	704,115				5,151				

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 303,308	千円 4,895	千円 308,203	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							4,895	12. 委託料	4,895	1. 学校維持管理費 4,895 〔学校教育課〕 委託料 4,895 第三小学校普通教室化委託	
5. 学校給食費	502,731	9,260	511,991				9,260				
							124	2. 給料	66	1. 人件費 124 〔職員課〕	
								3. 職員手当等	40	給料 66 〔職員課〕	
								4. 共済費	18	職員手当等 40 共済費 18	
								10. 需用費	2,912	一般職給	
								7. 賄材料費	2,912	職員手当等 40	
								17. 備品購入費	6,215	共済費 18	
							9,136	18. 負担金、 補助及び 交付金	9	2. 学校給食費 9,136 〔学校教育課〕	
										需用費 2,912 賄材料費 (2,912) 給食用材料 備品購入費 6,215 給食室用備品 負担金、補助及び交付金 9 学校給食代替者補助金	
計	1,017,033	14,155	1,031,188				14,155				

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 277,735	千円 2,045	千円 279,780	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							2,045	10. 需用費	2,043	3. 中学校給食費 2,045 〔学校教育課〕	
								7. 賄材料費	2,043		

									18. 負担金、補助及び交付金	2	需用費 賄材料費 給食用材料 負担金、補助及び交付金 学校給食代替者補助金	2,043 (2,043) 2
計	628,283	2,045	630,328					2,045				

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会教育 総務費	千円 291,741	千円 33,288	千円 325,029	千円	千円	千円 40,000	千円			千円	
							△6,712				
							△11,212	2. 給料	△7,000	1. 人件費 〔職員課〕 給料	△11,212 △7,000
								3. 職員手当等	△2,520	一般職給	
								4. 共済費	△1,692	職員手当等	△2,520
								12. 委託料	600	共済費	△1,692
								14. 工事請負費	43,900	4. 放課後子ども教室整備事業	44,500
						40,000	4,500			〔施設課〕 委託料	600
										緑野小学校放課後子ども教室新築工事監理業務委託	
										工事請負費	43,900
										緑野小学校放課後子ども教室新築工事	
計	1,031,320	33,288	1,064,608			40,000	△6,712				

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 元 金	千円 1,512,828	千円 △11,514	千円 1,501,314	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							△11,514				
							△11,514	22. 償還金、 利子及び 割引料	△11,514	1. 長期債償還元金 △11,514 〔財政課〕 償還金、利子及び割引料 △11,514 民生債 19 土木債 12 教育債 △11,850 臨時財政対策債 305	
2. 利 子	63,842	△8,193	55,649				△8,193				
							△8,193	22. 償還金、 利子及び 割引料	△8,193	1. 長期債、一時借入金償還利子 △8,193 〔財政課〕 償還金、利子及び割引料 △8,193 民生債 △41 土木債 △1,065 教育債 △6,413 臨時財政対策債 △674	
計	1,576,670	△19,707	1,556,963				△19,707				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月分) 期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,716	(4.85) 13,929				42,645	5,737	48,382	
	議 員	22	124,416		(4.85) 60,342				184,758	36,642	221,400	
	そ の 他 の 特 別 職	845	72,942						72,942		72,942	
	計	870	197,358	28,716	74,271				300,345	42,379	342,724	
補 正 前	長 等	3		28,716	(4.65) 13,354				42,070	5,559	47,629	
	議 員	22	124,416		(4.65) 57,854				182,270	36,642	218,912	
	そ の 他 の 特 別 職	845	72,942						72,942		72,942	
	計	870	197,358	28,716	71,208				297,282	42,201	339,483	
比 較	長 等	0		0	(0.20) 575				575	178	753	
	議 員	0	0		(0.20) 2,488				2,488	0	2,488	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0						0		0	
	計	0	0	0	3,063				3,063	178	3,241	

2 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 (U)内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(9) 【555】 451	863,593	1,810,539	1,549,708	4,223,840	694,186	4,918,026
補正前	(9) 【548】 449	830,593	1,755,615	1,520,360	4,106,568	668,021	4,774,589
比較	(0) 【7】 2	33,000	54,924	29,348	117,272	26,165	143,437

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員 期末勤勉手当	備考
補正後	305,856	33,418	62,967	8,070	98,655	841,954	207	41,516	27,000	130,065	
補正前	297,031	33,418	62,967	8,070	98,655	828,197	207	41,516	27,000	123,299	
比較	8,825	0	0	0	0	13,757	0	0	0	6,766	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
報酬	33,000	その他の増減分		33,000	その他の増加分 33,000
給料	54,924	給料改定に伴う増減分		57,145	給料改定に伴う増加分 57,145
		その他の増減分		△ 2,221	その他の減少分 △ 2,221
職員手当	29,348	制度改正等に伴う増減分		45,321	制度改正等に伴う増加分 45,321
		その他の増減分		△ 15,973	その他の減少分 △ 15,973

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和6年11月1日現在	平均給料月額 (円)	331,762	315,425
	平均給与月額 (円)	418,808	375,049
	平均年齢 (歳)	43.5	56.4
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,497	310,000
	平均給与月額 (円)	428,435	368,589
	平均年齢 (歳)	43.6	55.9

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国の制度
			一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	188,000	149,600	188,000
大 学 卒	225,500	-	230,000 (総合職) 220,000 (一般職)

ウ 級別職員数 ()は、再任用職員 別掲

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日現在	1級	183	48.3	1級	(1) 3	(25.0) 17.7
	2級	(3) 63	(87.5) 16.6	2級	(2) 10	(75.0) 58.7
	3級	72	19.0	3級	1	5.9
	4級	48	12.7	4級	3	17.7
	5級	(1) 13	(12.5) 3.4			
	計	(4) 379	(100.0) 100.0	計	(3) 17	(100.0) 100.0
	令和6年1月1日現在	1級	166	46.0	1級	(1) 3
2級		(7) 67	(87.5) 18.6	2級	(3) 11	(75.0) 64.8
3級		66	18.3	3級	0	0.0
4級		50	13.8	4級	3	17.6
5級		(1) 12	(12.5) 3.3			
計		(8) 361	(100.0) 100.0	計	(4) 17	(100.0) 100.0

級別の基準となる職務

区 分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務 2 理事の職務
区 分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)		
補正後	(1.225)	(1.325)	—	(2.550)	(無)
	2.325	2.525	—	4.850	有
補正前	(1.225)	(1.225)	—	(2.450)	(無)
	2.325	2.325	—	4.650	有
国の制度	(1.175)	(1.275)	—	(2.450)	(有)
	2.250	2.350	—	4.600	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	-
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和6年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
東京都狛江市	16.0	451	16.0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)	0.01	0.01	-
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	5.54	6.60	-
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫作業手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者	市 6,000円	国 6,500円	
		(技能労務職除く4級職員 3,000円)			
扶養手当	異なる	子	市 9,000円	国 10,000円	
		特定期間にある子 (加算)	市 4,000円	国 5,000円	
		その他	市 6,000円	国 6,500円	
		(技能労務職除く4級職員 3,000円)			
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員)	市 15,000円	国 最高支給限度額 28,000円 (借家・借間に居住する者)	
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国 最高支給限度額 55,000円	
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国 2,000円~31,600円	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
緑野小学校放課後 子ども教室整備事業	千円 67,362		千円	令和7年度まで	千円 67,362	千円	千円 60,600	千円	千円 6,762
市民センター初年度備品 (公民館事業)	千円 30,000		千円	令和7年度まで	千円 30,000	千円	千円	千円	千円 30,000
市民センター初年度備品 (図書館事業)	千円 75,000		千円	令和7年度まで	千円 75,000	千円	千円	千円	千円 75,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,069,882	千円 7,888,261	千円 867,700	千円 655,173	千円 8,100,788
(1) 総務債	488,026	452,805	23,500	35,406	440,899
(2) 民生債	1,816,641	1,725,136	121,400	91,745	1,754,791
(3) 衛生債	402,821	374,312		30,306	344,006
(4) 土木債	1,426,482	1,452,506	369,500	135,488	1,686,518
(5) 消防債	251,418	222,731	11,500	28,706	205,525
(6) 教育債	3,684,494	3,660,771	341,800	333,522	3,669,049
2. 減税補てん債	91,723	54,745		25,798	28,947
3. 臨時財政対策債	9,613,272	8,796,523		818,527	7,977,996
4. 減収補てん債	31,011	31,011		1,816	29,195
合 計	17,805,888	16,770,540	867,700	1,501,314	16,136,926

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 47 号

令和 6 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第47号別紙

令和6年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,551,453千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月25日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
4. 繰入金		1,106,829	4,000	1,110,829
	1. 繰入金	1,106,829	4,000	1,110,829
歳入	合計	7,547,453	4,000	7,551,453

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
6. 諸支出金		144,127	4,000	148,127
	1. 償還金及び還付金	123,504	4,000	127,504
歳出	合計	7,547,453	4,000	7,551,453

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	1,106,829	4,000	1,110,829
歳入合計	7,547,453	4,000	7,551,453

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
6. 諸支出金	144,127	4,000	148,127	0	0	0	0	4,000
歳出合計	7,547,453	4,000	7,551,453	0	0	0	0	4,000

2. 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,106,829	千円 4,000	千円 1,110,829	7. その他一般会計繰入金	千円 4,000	1. その他一般会計繰入金 千円
計	1,106,829	4,000	1,110,829			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一 般 被 保 険 者 償 還 金 及 び 還 付 金	千円 117,561	千円 4,000	千円 121,561	千円	千円	千円	千円	千円 4,000	千円 4,000	千円 1. 一般被保険者償還金及び還付金 4,000	
								22. 償還金、 利子及び 割引料	4,000	〔納税課〕 償還金、利子及び割引料 4,000 過年度還付金及び還付加算 金	
計	123,504	4,000	127,504					4,000			

議案第 48 号

令和 6 年度狛江市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 25 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要があるため。

議案第48号別紙

令和6年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和6年度 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度狛江市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
イ 管路整備事業	291,544千円	△161,990千円	129,554千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 下水道事業費用	1,353,886千円	7,914千円	1,361,800千円
第1項 営業費用	1,304,346千円	7,914千円	1,312,260千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,400千円は、減債積立金92,668千円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,962千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,274千円、過年度分損益勘定留保資金29,496千円で

補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額163,702千円は、減債積立金152,000千円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,702千円で補てんするものとする。」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入
第1款 資本的収入	422,801千円	△165,292千円	257,509千円
第1項 企業債	160,580千円	△19,680千円	140,900千円
第3項 負担金等	40,511千円	△36,590千円	3,921千円
第6項 国庫補助金	100,103千円	△70,398千円	29,705千円
第7項 都補助金	38,331千円	△35,199千円	3,132千円
第8項 他会計補助金	83,275千円	△3,425千円	79,850千円

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出
第1款 資本的支出	583,201千円	△161,990千円	421,211千円
第1項 建設改良費	291,544千円	△161,990千円	129,554千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
公共下水道債	103,580千円	△19,680千円	83,900千円
計	160,580千円	△19,680千円	140,900千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	84,150千円	6,971千円	91,121千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため他会計からの補助を受ける額を次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
83,275千円	△3,425千円	79,850千円

令和6年11月25日提出

狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和6年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出
支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用		1,353,886	7,914	1,361,800	
	1	営業費用	1,304,346	7,914	1,312,260	
		4 総係費	216,908	7,914	224,822	

資本的收入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的收入		422,801	△ 165,292	257,509	
	1	企業債	160,580	△ 19,680	140,900	
		1 建設改良企業債	160,580	△ 19,680	140,900	
	3	負担金等	40,511	△ 36,590	3,921	
		1 工事負担金	40,511	△ 36,590	3,921	
	6	国庫補助金	100,103	△ 70,398	29,705	
		2 国庫補助金	100,103	△ 70,398	29,705	
	7	都補助金	38,331	△ 35,199	3,132	
		1 都補助金	38,331	△ 35,199	3,132	
	8	他会計補助金	83,275	△ 3,425	79,850	
		1 他会計補助金	83,275	△ 3,425	79,850	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本の支出		583,201	△ 161,990	421,211	
	1	建設改良費	291,544	△ 161,990	129,554	
		1 管路建設改良費	291,544	△ 161,990	129,554	

令和6年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	110,775
減価償却費	262,595
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,628
貸倒引当金の増減額(△は減少)	583
固定資産除却費	376
受取利息及び配当金	△ 1
長期前受金戻入	△ 224,844
支払利息及び企業債取扱諸費	29,330
未収金の増減額(△は増加)	△ 73,038
未払金の増減額(△は減少)	194,252
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	298,400
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 29,330
業務活動によるキャッシュ・フロー	269,071
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 118,804
無形固定資産の取得による支出	△ 51,844
国庫補助金等による収入	32,837
一般会計等からの繰入金による収入	79,850
負担金による収入	3,566
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,394

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良目的企業債による収入	140,900
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 233,630
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 92,730</u>
資金増加額(又は減少額)	121,947
資金期首残高	<u>382,763</u>
資金期末残高	504,710

給 与 費 明 細 書

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(1) 9	0	41,687	34,189	75,876	15,245	91,121
補正前	(1) 8	0	38,383	32,077	70,460	13,690	84,150
比 較	(0) 1	0	3,304	2,112	5,416	1,555	6,971

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員 期末勤勉手当	備 考
補正後	7,141	1,399	1,657	180	3,149	19,982	0	681	0	0	
補正前	6,648	1,620	1,657	0	2,840	18,744	0	568	0	0	
比 較	493	△ 221	0	180	309	1,238	0	113	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	3,304	給料改定に伴う増減分	630 給料改定に伴う増加分	630
		その他の増減分	2,674 その他増加分	2,674
職 員 手 当	2,112	制度改正等に伴う増減分	1,185 制度改正等に伴う増加分	1,185
		その他の増減分	927 その他増加分	927

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円)	342,206	-
	平均給与月額(円)	428,447	-
	平均年齢(歳)	46.7	-
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	345,846	-
	平均給与月額(円)	464,855	-
	平均年齢(歳)	47.1	-

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	188,000	-	188,000
大学卒	225,500	-	230,000(総合職) 220,000(一般職)

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1級	1	11.1	1級		
		(1)	(100.0)			
	2級	2	22.2	2級		
	3級	4	44.5	3級		
	4級	2	22.2	4級		
	5級		0.0			
	計	(1)	(100.0)	計		
令和6年1月1日現在		9	100.0			
	1級	1	12.5	1級		
		(1)	(100.0)			
	2級	2	25.0	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
5級		0.0				
	計	(1)	(100.0)	計		
		8	100.0			

級別の基準となる職務

区 分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務
	2 主査の職務
4級	1 課長の職務
	2 主幹の職務
	3 課長補佐の職務
	4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務
	2 理事の職務
区 分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)		
補正後	(1. 225)	(1. 325)	—	(2. 550)	(無)
	2. 325	2. 525		4. 850	有
補正前	(1. 225)	(1. 225)	—	(2. 450)	(無)
	2. 325	2. 325		4. 650	有
国の制度	(1. 175)	(1. 275)	—	(2. 450)	(有)
	2. 250	2. 350		4. 600	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者 (月分)	2 5 年勤続の者 (月分)	3 5 年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	-
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和6年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
東京都狛江市	16. 0	10	16. 0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者 (技能労務職除く4級職員)	市 6,000円 3,000円	国	6,500円
		子 特定期間にある子 (加算)	市 9,000円 4,000円	国	10,000円 5,000円
		その他 (技能労務職除く4級職員)	市 6,000円 3,000円	国	6,500円
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員)	市 15,000円	国	最高支給限度額28,000円 (借家・借間に居住する者)
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国	2,000円~31,600円

令和6年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

		(単位:千円)				(単位:千円)	
		資産の部				負債の部	
1	固定資産						
	イ土地		48,217				
	ロ建物	6,553					
	減価償却累計額	0	6,553				
	ハ構築物	10,408,780					
	減価償却累計額	△ 1,110,318	9,298,462				
	ニ機械及び装置	170,055					
	減価償却累計額	△ 36,324	133,731				
	ホ車両運搬具	49					
	減価償却累計額	0	49				
	ヘ工具、器具及び備品	82					
	減価償却累計額	△ 24	58				
	チ建設仮勘定		27,910				
	有形固定資産合計		9,514,980				
	ニ施設利用権		761,452				
	無形固定資産合計		761,452				
	固定資産合計		10,276,432				
2	流動資産						
	(1)現金預金		504,710				
	(2)未収金		212,455				
	(8)前払金		△ 1,108		211,347		
	流動資産合計		716,153				
	資産合計		10,992,585				
3	固定負債						
	(1)企業債					3,312,260	
	固定負債合計					3,312,260	
4	流動負債						
	(2)企業債					223,393	
	(5)未払金					448,594	
	(9)引当金					7,344	
	(10)その他流動負債					900	
	流動負債合計					680,231	
5	繰延収益						
	(1)長期前受金					6,830,201	
	(2)長期前受金収益化累計額					△ 1,066,565	
	繰延収益合計					5,763,636	
	負債合計					9,756,127	
6	資本金						932,470
7	剰余金						
	(1)資本剰余金						
	イ国庫補助金				6,835		
	ロ都補助金				2,638		
	ニ受贈財産評価額				31,472		
	ホ寄附金				1		
	資本剰余金合計				40,946		
	(2)利益剰余金						
	イ減債積立金				267		
	ホ当年度未処分利益剰余金				262,775		
	利益剰余金合計				263,042		
	剰余金合計					303,988	
	資本合計					1,236,458	
	負債資本合計					10,992,585	

注記

I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和2年度より地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 10～30年
 - 車両運搬具 6年
 - 工具、器具及び備品 6年

(2)無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 施設利用権 45年

2 引当金の計上方法

(1)退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

(2)賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、

当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表等

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和6年度貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は2,618,186千円である。

III. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2 令和6年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,030,656円
1年超	3,692,458円
計	4,723,114円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

(1) 令和6年度の予定（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

令和6年度において、職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費として、賞与引当金及び法定福利費引当金7,269千円を取り崩した。

V. セグメント情報に関する注記

狛江市下水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため記載を省略している。

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する参考資料

令和6年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書

収益の支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用	1,353,886	7,914	1,361,800	
1	営業費用	1,304,346	7,914	1,312,260	
4	総係費	216,908	7,914	224,822	
	1 給料	29,793	3,304	33,097	給料 3,304
	2 手当	20,076	1,805	21,881	職員手当等 1,805
	3 賞与引当金繰入額	4,823	307	5,130	賞与引当金繰入額 307
	6 法定福利費	9,580	1,468	11,048	法定福利費 1,468
	7 法定福利費引当金繰入額	895	87	982	法定福利費引当金繰入額 87
	30 負担金	6,586	943	7,529	退職手当組合負担金 943

資本の収入及び支出
収入

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の収入		422,801	△ 165,292	257,509	
1 企業債		160,580	△ 19,680	140,900	
1 建設改良企業債		160,580	△ 19,680	140,900	
	1 建設改良企業債	160,580	△ 19,680	140,900	公共下水道整備事業債 △ 19,680
3 負担金等		40,511	△ 36,590	3,921	
1 工事負担金		40,511	△ 36,590	3,921	
	1 工事負担金	40,511	△ 36,590	3,921	根川雨水幹線整備負担金 △ 36,590
6 国庫補助金		100,103	△ 70,398	29,705	
2 国庫補助金		100,103	△ 70,398	29,705	
	1 社会資本整備総合交付金	100,103	△ 70,398	29,705	社会資本整備総合交付金 △ 70,398
7 都補助金		38,331	△ 35,199	3,132	
1 都補助金		38,331	△ 35,199	3,132	
	1 市町村下水道事業補助金	38,331	△ 35,199	3,132	市町村下水道事業補助金 △ 35,199
8 他会計補助金		83,275	△ 3,425	79,850	
1 他会計補助金		83,275	△ 3,425	79,850	
	1 他会計補助金	83,275	△ 3,425	79,850	その他他会計補助金 △ 3,425

支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出		583,201	△ 161,990	421,211	
1 建設改良費		291,544	△ 161,990	129,554	
1 管路建設改良費		291,544	△ 161,990	129,554	
	17 委託料	208,692	△ 161,990	46,702	都市計画道路3・4・2号線(水道道路)管渠詳細設計業務委託 △ 17,787 根川排水区浸水対策事業詳細設計業務委託 △ 144,203

議案第 49 号

狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業の設置等に関する条例及び狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除は、議会の同意を得なければならない。

(狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の8</u> 第1項の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（ <u>法第243条の2の9</u> 第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責	(趣旨) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の7</u> 第1項の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（ <u>法第243条の2の8</u> 第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責

改正後	改正前
<p>任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第243条の2の8第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の8第1項の規定により条例で定める額は、同項に規定する損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の2第1項若しくは第4項又は同法第204条第1項若しくは同条第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条の2の規定により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項の規定により条例で定める額は、同項に規定する損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第203条の2第1項若しくは第4項又は同法第204条第1項若しくは同条第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条の2の規定により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 50 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 4 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
実施 機 関	事務	実施 機 関	事務
(略)		(略)	
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市心身障害者福祉手当条例（昭和45年条例第35号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務で		

改正後			改正前		
	あつて規則で定めるもの				
市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの				
市長	障がい者の外出を支援するための金銭給付に関する事務であつて規則で定めるもの				
市長	障がい者グループホームの家賃助成に関する事務であつて規則で定めるもの				
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であつて規則で定			医療保険給付関係情報であつて規則で定

改正後			改正前		
		めるもの			めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの			
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であ			児童扶養手当関係情報であ

改正後			改正前		
		<p>って規則で定めるもの</p> <p>戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p>			<p>って規則で定めるもの</p>
市長	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>失業等給付関</p>	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>失業等給付関</p>

改正後			改正前		
		係情報であって規則で定めるもの			係情報であって規則で定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの			職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの			療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		障害児入所給付費支給関係情報であって規則で定めるもの			障害児入所給付費支給関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子			母子及び父子

改正後		改正前	
	並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの		並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの		自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの
	特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの		特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの			養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの			児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの			年金給付関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		もの			もの
		特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの			特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの
		特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの			特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの			学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの
		休業補償等支給関係情報であって規則で			休業補償等支給関係情報であって規則で

改正後			改正前		
		定めるもの			定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの			
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの			
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの			

改正後		改正前
市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿

改正後		改正前	
		関係情報であって規則で定めるもの	
市長	障がい者の外出を支援するための金銭給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの	
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの	

改正後		改正前
市長	障害者グループホームの家賃助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人番号を利用する事務を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 51 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第 8 条 第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用 する。		第 8 条 第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用 する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
(略)		(略)	
1	383,500	1	373,200
2	432,200	2	420,600
3	483,700	3	470,700
4	551,500	4	536,700

5	<u>626,100</u>
6	<u>712,400</u>
7	<u>789,000</u>

2～4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の125.0」とあるのは「100分の182.5」とする。

3 (略)

5	<u>609,300</u>
6	<u>693,300</u>
7	<u>780,000</u>

2～4 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の120.0」とあるのは「100分の175.0」とする。

3 (略)

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の給料等に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」という。)を基礎額として、<u>100分の125.0</u>を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の105.0</u>」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の95.0</u>」とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の70.0</u>」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の</u></p>	<p>(期末手当) 第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額(以下「給与月額」という。)を基礎額として、<u>100分の120.0</u>を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて任命権者が定める割合を乗じた額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の100.0</u>」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の90.0</u>」とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の</u></p>

60.0」として適用し、前項の規定を適用しない。

(勤勉手当)

第18条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の117.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の137.5」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の147.5」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」として適用し、前項の規定を適用しない。

57.5」として適用し、前項の規定を適用しない。

(勤勉手当)

第18条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の132.5」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の142.5」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55.0」とする。ただし、別表第1の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の65.0」として適用し、前項の規定を適用しない。

5 (略)

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>184,100</u>	<u>235,800</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>502,700</u>
	2	<u>185,000</u>	<u>237,000</u>	<u>256,200</u>	<u>305,400</u>	<u>517,900</u>
	3	<u>186,000</u>	<u>238,200</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>526,900</u>
	4	<u>187,000</u>	<u>239,400</u>	<u>259,000</u>	<u>309,300</u>	<u>535,900</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>240,600</u>	<u>260,500</u>	<u>311,200</u>	
	6	<u>189,000</u>	<u>241,800</u>	<u>261,900</u>	<u>313,100</u>	
	7	<u>190,100</u>	<u>243,000</u>	<u>263,300</u>	<u>315,200</u>	
	8	<u>191,200</u>	<u>244,200</u>	<u>264,700</u>	<u>317,200</u>	
	9	<u>192,300</u>	<u>245,400</u>	<u>266,200</u>	<u>319,100</u>	
10	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>		

5 (略)

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>495,000</u>
	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>509,900</u>
	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>518,800</u>
	4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>527,700</u>
	5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	
	6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	
	7	<u>162,100</u>	<u>219,900</u>	<u>244,100</u>	<u>303,100</u>	
	8	<u>163,100</u>	<u>221,600</u>	<u>245,900</u>	<u>305,400</u>	
	9	<u>164,000</u>	<u>223,300</u>	<u>247,700</u>	<u>307,700</u>	
10	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>		

	11	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
	12	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
	13	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
	14	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
	15	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
	16	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
	17	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
	18	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
	19	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
	20	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
	21	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
	22	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
	23	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
	24	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
	25	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
	26	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	

	11	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
	12	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
	13	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
	14	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
	15	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
	16	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
	17	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
	18	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
	19	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	
	20	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
	21	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
	22	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
	23	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
	24	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
	25	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
	26	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	

	27	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
	28	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
	29	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
	30	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
	31	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
	32	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
	33	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
	34	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	
	35	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
	36	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
	37	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
	38	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
	39	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
	40	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
	41	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
	42	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	

	27	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
	28	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
	29	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
	30	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
	31	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
	32	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
	33	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
	34	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
	35	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
	36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
	37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
	38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
	39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
	40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
	41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
	42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	

	43	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
	44	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
	45	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
	46	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
	47	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
	48	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
	49	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
	50	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
	51	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
	52	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
	53	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
	54	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
	55	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
	56	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
	57	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
	58	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	

	43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
	44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
	45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
	46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
	47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
	48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
	49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
	50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
	51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
	52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
	53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
	54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
	55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
	56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
	57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
	58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	

59	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
64	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,100</u>	<u>324,300</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,200</u>	<u>325,500</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>270,300</u>	<u>328,000</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>271,300</u>	<u>329,200</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>272,400</u>	<u>330,400</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>273,400</u>	<u>331,600</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>274,500</u>	<u>332,900</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>275,500</u>	<u>334,000</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	

59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	

75	<u>276,600</u>	<u>335,200</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>278,700</u>	<u>337,500</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>279,700</u>	<u>338,600</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>280,700</u>	<u>339,600</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>281,800</u>	<u>340,500</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>282,900</u>	<u>341,300</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>283,900</u>	<u>342,100</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	
83	<u>285,000</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,000</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	
85	<u>287,100</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
86	<u>288,100</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
87	<u>289,100</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
88	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
89	<u>291,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	

75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>381,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	

91	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
92	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	
93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,200</u>	
98	<u>300,400</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>		
99	<u>301,400</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>		
100	<u>302,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>		
101	<u>303,500</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>		
102	<u>304,600</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>		
103	<u>305,600</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>		
104	<u>306,600</u>	<u>354,300</u>	<u>403,500</u>		
105	<u>307,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,900</u>		
106	<u>308,400</u>	<u>355,100</u>	<u>404,400</u>		

91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>		
99	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>		
100	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>		
101	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>		
102	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>		
103	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>		
104	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>		
105	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>		
106	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>		

107	<u>309,300</u>	<u>355,500</u>	<u>404,900</u>		
108	<u>310,200</u>	<u>355,900</u>	<u>405,300</u>		
109	<u>311,000</u>	<u>356,300</u>	<u>405,700</u>		
110	<u>311,700</u>	<u>356,700</u>	<u>406,200</u>		
111	<u>312,400</u>	<u>357,100</u>	<u>406,700</u>		
112	<u>313,100</u>	<u>357,500</u>	<u>407,100</u>		
113	<u>313,800</u>	<u>357,900</u>	<u>407,500</u>		
114	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>		
115	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>		
116	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>		
117	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>		
118	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>		
119	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>		
120	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		
122	<u>317,300</u>	<u>361,400</u>	<u>411,500</u>		

107	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>		
108	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>		
109	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>		
110	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>		
111	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>		
112	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,800</u>	<u>356,900</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>		
116	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		

123	<u>317,600</u>	<u>361,800</u>	<u>411,900</u>		
124	<u>317,900</u>	<u>362,200</u>	<u>412,300</u>		
125	<u>318,200</u>	<u>362,600</u>	<u>412,700</u>		
126	<u>318,600</u>	<u>362,900</u>	<u>413,200</u>		
127	<u>318,900</u>	<u>363,300</u>	<u>413,600</u>		
128	<u>319,200</u>	<u>363,700</u>	<u>414,000</u>		
129	<u>319,500</u>	<u>364,100</u>	<u>414,400</u>		
130	<u>319,900</u>		<u>414,900</u>		
131	<u>320,200</u>		<u>415,300</u>		
132	<u>320,500</u>		<u>415,700</u>		
133	<u>320,800</u>		<u>416,100</u>		
134	<u>321,200</u>		<u>416,500</u>		
135	<u>321,500</u>		<u>416,900</u>		
136	<u>321,800</u>		<u>417,300</u>		
137	<u>322,100</u>		<u>417,700</u>		
138	<u>322,400</u>		<u>418,100</u>		

123	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
124	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
125	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
126	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
127	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
128	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
129	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
130	<u>318,900</u>		<u>411,400</u>		
131	<u>319,200</u>		<u>411,800</u>		
132	<u>319,500</u>		<u>412,200</u>		
133	<u>319,800</u>		<u>412,600</u>		
134	<u>320,200</u>		<u>413,000</u>		
135	<u>320,500</u>		<u>413,400</u>		
136	<u>320,800</u>		<u>413,800</u>		
137	<u>321,100</u>		<u>414,200</u>		
138	<u>321,400</u>		<u>414,600</u>		

	139	<u>322,800</u>		<u>418,500</u>		
	140	<u>323,100</u>		<u>418,900</u>		
	141	<u>323,400</u>		<u>419,300</u>		
	142	<u>323,700</u>				
	143	<u>324,000</u>				
	144	<u>324,300</u>				
	145	<u>324,600</u>				
	146	<u>324,900</u>				
	147	<u>325,200</u>				
	148	<u>325,500</u>				
	149	<u>325,800</u>				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		<u>201,200</u>	<u>233,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考

1 (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、199,700円とする。

	139	<u>321,800</u>		<u>415,000</u>		
	140	<u>322,100</u>		<u>415,400</u>		
	141	<u>322,400</u>		<u>415,800</u>		
	142	<u>322,700</u>				
	143	<u>323,000</u>				
	144	<u>323,300</u>				
	145	<u>323,600</u>				
	146	<u>323,900</u>				
	147	<u>324,200</u>				
	148	<u>324,500</u>				
	149	<u>324,800</u>				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考

1 (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、170,400円とする。

付 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第1条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第1項の改正規定及び第2条中狛江市職員の給料等に関する条例別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当の特例)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当については、第1条中狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の182.5」とあるのは「100分の190.0」とし、第2条中狛江市職員の給料等に関する条例第18条第2項から第4項までの改正規定にかかわらず、同条第2項中「100分の125.0」とあるのは「100分の130.0」とし、同条第3項中「100分の105.0」とあるのは「100分の110.0」とし、「100分の95.0」とあるのは「100分の100.0」とし、同条第4項中「100分の70.0」とあるのは「100分の72.5」とし、「100分の60.0」とあるのは「100分の62.5」とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当の特例)

- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当については、第2条中狛江市職員の給料等に関する条例第18条の4第2項から第4項までの改正規定にかかわらず、同条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」とし、同条第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」とし、「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」とし、同条第4項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60.0」とし、「100分の67.5」とあるのは「100分の70.0」とする。

提案理由

東京都人事委員会勧告に基づき、給与改定等の所要の改正を行うため。

議案第 52 号

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>南部地域センター</td> <td>狛江市猪方四丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>和泉多摩川地区センター</td> <td>狛江市猪方四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		南部地域センター	狛江市猪方四丁目11番1号	(略)		和泉多摩川地区センター	狛江市猪方四丁目1番1号	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>南部地域センター</td> <td>狛江市猪方四丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>駄倉地区センター</td> <td>狛江市東和泉一丁目3番17号</td> </tr> <tr> <td>和泉多摩川地区センター</td> <td>狛江市猪方四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		南部地域センター	狛江市猪方四丁目11番1号	駄倉地区センター	狛江市東和泉一丁目3番17号	和泉多摩川地区センター	狛江市猪方四丁目1番1号	(略)	
名称	位置																								
(略)																									
南部地域センター	狛江市猪方四丁目11番1号																								
(略)																									
和泉多摩川地区センター	狛江市猪方四丁目1番1号																								
(略)																									
名称	位置																								
(略)																									
南部地域センター	狛江市猪方四丁目11番1号																								
駄倉地区センター	狛江市東和泉一丁目3番17号																								
和泉多摩川地区センター	狛江市猪方四丁目1番1号																								
(略)																									
別表第 2（第 4 条関係）	別表第 2（第 4 条関係）																								
2 各室の使用は、 <u>午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 9 時30分までの 1 区分ごとと</u>	2 各室の使用は、 <u>9 時から12時まで、13時から17時まで及び 18時から21時30分までの 1 区分ごととし、各室の使用料は、</u>																								

改正後			改正前		
<p>し、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、体育館の使用は、<u>午前9時から午前11時15分まで、午前11時30分から午後1時45分まで、午後2時から午後4時15分まで、午後4時30分から午後6時45分まで及び午後7時から午後9時15分までの1区分ごと</u>とし、体育館の使用料は、1区分ごとの使用料とする。</p>			<p>1区分ごとの使用料とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、体育館の使用は、<u>9時から11時15分まで、11時30分から13時45分まで、14時から16時15分まで、16時30分から18時45分まで及び19時から21時15分までの1区分ごと</u>とし、体育館の使用料は、1区分ごとの使用料とする。</p>		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
施設名	室名	使用料（1区分） （円）	施設名	室名	使用料（1区分） （円）
和泉多摩川地区センター			和泉多摩川地区センター	ホール	200(100)
				和室	200(100)
(略)			和泉多摩川地区センター	2階会議室	200(100)
				3階会議室	200(100)
2 各室の使用は、 <u>午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時30分までの1区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。			2 各室の使用は、 <u>9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。		

付 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

提案理由

駄倉地区センターが閉館することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 53 号

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項第 5 号に定める事業は、<u>狛江市小学生クラブの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 号）に規定する小学生クラブ</u>として行うものとする。</p> <p>（施設の使用）</p> <p>第 5 条 児童館を使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 狛江市に居住する18歳未満の児童。ただし、<u>幼児については保護者同伴の者に限る。</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（使用手続）</p>	<p>（事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項第 5 号に定める事業は、小学生クラブとして<u>規則で定める児童館の育成室</u>において行うものとする。</p> <p>（施設の使用）</p> <p>第 5 条 児童館を使用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 狛江市に居住する18歳未満の児童とする。ただし、<u>幼児については保護者同伴の者</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 <u>小学生クラブの入会対象者は第 4 条第 1 項第 5 号に規定する児童であって、規則で定める者とする。</u></p> <p>（使用及び入会手続）</p>

改正後	改正前
<p>第6条 (略)</p> <p>(使用制限)</p> <p>第7条 市長は、使用目的又は使用内容が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、児童館の使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>小学生クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、入会の決定を受けなければならない。</u></p> <p>(使用及び入会制限)</p> <p>第7条 市長は、使用目的又は使用内容が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、児童館の使用及び小学生クラブの入会を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、施設の使用を停止し、又は使用の許可及び小学生クラブの入会を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(育成料)</p> <p>第9条 <u>小学生クラブに入会した児童の保護者は、規則で定めるところにより、児童の育成に係る費用（以下「育成料」という。）を市長に納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する育成料の額は、月額5,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額を加算するものとする。</u></p> <p>(1) <u>午後7時を超えて利用する場合（午後8時まで）</u> 月額3,000円</p> <p>(2) <u>臨時に午後7時を超えて利用する場合（午後8時まで）</u></p>

改正後	改正前
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 使用者は、児童館の施設又は付属設備若しくは備付けの器具等を損傷し、又は滅失させたときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(児童館の管理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、<u>狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u>（平成16年条例第27号）<u>に定めるところによる。</u></p>	<p><u>日額500円</u></p> <p><u>(育成料の減免)</u></p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、育成料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(育成料の不還付)</u></p> <p>第11条 既に納付した育成料は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その金額の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第13条 使用者は、児童館の施設又は付属設備若しくは備え付けの器具等を損傷し、又は滅失させたときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(児童館の管理)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、<u>狛江市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例</u>（平成16年条例第27号）<u>の定めるところによる。</u></p>

改正後	改正前												
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第12条 前条の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条</u>に規定する児童館の使用の許可、第7条に規定する児童館の使用の制限及び第8条に規定する施設の使用停止、使用許可の取消しに関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における<u>第6条</u>、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定(各号列記以外の部分に限る。)中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>別表</u>(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狛江市立岩戸児童センター</td> <td>狛江市岩戸南三丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>狛江市立和泉児童館</td> <td>狛江市中和泉三丁目12番6号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	狛江市立岩戸児童センター	狛江市岩戸南三丁目15番1号	狛江市立和泉児童館	狛江市中和泉三丁目12番6号	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第15条 前条の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第1項</u>に規定する児童館の使用の許可、第7条に規定する児童館の使用の制限及び第8条に規定する施設の使用停止、使用許可の取消しに関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における<u>第6条第1項</u>、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定(各号列記以外の部分に限る。)中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>別表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狛江市立岩戸児童センター</td> <td>狛江市岩戸南三丁目15番1号及び狛江市東和泉一丁目3番17号</td> </tr> <tr> <td>狛江市立和泉児童館</td> <td>狛江市中和泉三丁目12番6号及び狛江市元和泉一丁目23番3号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	狛江市立岩戸児童センター	狛江市岩戸南三丁目15番1号及び狛江市東和泉一丁目3番17号	狛江市立和泉児童館	狛江市中和泉三丁目12番6号及び狛江市元和泉一丁目23番3号
名称	位置												
狛江市立岩戸児童センター	狛江市岩戸南三丁目15番1号												
狛江市立和泉児童館	狛江市中和泉三丁目12番6号												
名称	位置												
狛江市立岩戸児童センター	狛江市岩戸南三丁目15番1号及び狛江市東和泉一丁目3番17号												
狛江市立和泉児童館	狛江市中和泉三丁目12番6号及び狛江市元和泉一丁目23番3号												

改正後		改正前	
狛江市立北部児童館（愛称 こまっこ児童館）	狛江市和泉本町三丁目31番19号	狛江市立北部児童館（愛称 こまっこ児童館）	狛江市和泉本町三丁目31番19号

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市放課後クラブ民営化計画に基づき、寺前小学生クラブを業務運営委託とすることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 54 号

狛江市学童保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学童保育所設置条例の一部を改正する条例

狛江市学童保育所設置条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(設置)
<p>第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、狛江市学童保育所（以下「学童保育所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第 1 条 保護者の監護に欠ける小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）の児童を一定の時間組織的に指導し、その健全な育成を図るため、学童保育所を設置する。</p>
(名称、位置及び定員)	(名称、位置及び定員)
<p>第 2 条 学童保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>2 学童保育所の定員は、規則で定める。</p>	<p>第 2 条 学童保育所の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。</p>
(入所の手続)	(入所の手続)
<p>第 5 条 学童保育所に児童を入所させようとする者は、規則に定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない</p>	<p>第 5 条 学童保育所に児童を入所させようとする者は、規則の定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない</p>

改正後	改正前															
<p>い。</p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより、育成料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(入所の承認の取消し)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、入所の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条</u>の要件に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p>	<p>い。</p> <p>(育成料の免除)</p> <p>第8条 市長は、育成料を納付すべき者の属する世帯が次の各号の一に該当するときは、育成料を免除することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯</u></p> <p>(2) <u>当該年度(4月から6月までにあつては、前年度)に納付すべき区市町村民税が非課税である世帯</u></p> <p>(3) <u>その他特に市長が免除することを相当と認める世帯</u></p> <p>(入所の承認の取消し)</p> <p>第10条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、入所の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条各号のいずれかの</u>要件に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上和泉学童保育所</td> <td>狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内</td> </tr> <tr> <td>猪方学童保育所</td> <td>狛江市猪方一丁目11番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	上和泉学童保育所	狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内	猪方学童保育所	狛江市猪方一丁目11番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上和泉学童保育所</td> <td>狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>猪方学童保育</td> <td>狛江市猪方一丁目11番2号</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員(人)	上和泉学童保育所	狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内	50	猪方学童保育	狛江市猪方一丁目11番2号	50
名称	位置															
上和泉学童保育所	狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内															
猪方学童保育所	狛江市猪方一丁目11番2号															
名称	位置	定員(人)														
上和泉学童保育所	狛江市和泉本町四丁目7番51号上和泉地域センター内	50														
猪方学童保育	狛江市猪方一丁目11番2号	50														

改正後		改正前		
		所		
松原学童保育所	狛江市和泉本町一丁目14番3号	松原学童保育所	狛江市和泉本町一丁目14番3号	50
東野川学童保育所	狛江市東野川一丁目6番3号	東野川学童保育所	狛江市東野川一丁目6番3号	50
駒井学童保育所	狛江市駒井町一丁目21番6号	駒井学童保育所	狛江市駒井町一丁目21番6号	50
		ただし、市長が特に必要と認めるときは、定員を超えて入所させることができる。		

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市学童保育所の設置及び管理に関する根拠法令の整理に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 55 号

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(名称、位置及び定員)</p> <p>第 2 条 放課後クラブの名称及び位置は、別表及び規則に定めるとおりとする。</p> <p>2 放課後クラブの定員は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(名称及び位置等)</p> <p>第 2 条 放課後クラブの名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、定員を超えて入会させることができる。</p>
<p style="text-align: center;">(運営)</p> <p>第 3 条 放課後クラブの運営に関する事項は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(実施日及び実施時間)</p> <p>第 3 条 放課後クラブの実施日及び実施時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日を除く日とする。</p> <p>(2) 実施時間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 月曜日から金曜日まで 下校時から午後6時45分まで</p> <p>イ 土曜日（学校休業期間中の土曜日も含む。） 午前8時</p>

改正後	改正前										
<p>(入会対象者)</p> <p>第4条 放課後クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入会の手続等)</p> <p>第5条 放課後クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則に定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(入会の承認の取消し)</p> <p>第6条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入会の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4条第2項の要件に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p>	<p><u>30分から午後6時まで</u></p> <p><u>ウ 学校休業日 午前8時30分から午後6時45分まで</u></p> <p><u>(3) 前2号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めるときは、実施の中止及び時間の変更を行うことができる。</u></p> <p>(入会対象者)</p> <p>第4条 放課後クラブの入会対象者は、次に掲げる条件を満たす児童とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入会の手続等)</p> <p>第5条 放課後クラブの入会手続等は、<u>狛江市放課後クラブ実施規則(平成25年規則第86号)第6条から第14条までの規定を準用する。</u></p> <p>(入会の承認の取消し)</p> <p>第6条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入会の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4条第2項各号のいずれかの要件に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1327 533 1401">名称</th> <th data-bbox="533 1327 1061 1401">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 1327 1352 1401">名称</th> <th data-bbox="1352 1327 1877 1401">位置</th> <th data-bbox="1877 1327 1993 1401">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員			
名称	位置										
名称	位置	定員									

改正後		改正前		
第五小学校放課後クラブ	狛江市東野川一丁目36番13号	第一小学校 放課後クラブ	狛江市和泉本町一丁目37番1号 狛江第一小学校特別教室棟内	80人
		第五小学校 放課後クラブ	狛江市東野川一丁目36番13号	80人

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

第一小学校放課後クラブの民営化に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 56 号

狛江市小学生クラブの設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市小学生クラブの設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の 8 第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、狛江市小学生クラブ（以下「小学生クラブ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第 2 条 小学生クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 小学生クラブの定員は、規則で定める。

(運営)

第 3 条 小学生クラブの運営に関する事項は、規則で定める。

(入会対象者)

第 4 条 小学生クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 狛江市内に居住していること又は狛江市外に居住し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の規定に基づく区域外就学について狛江市教育委員会の承諾を受けていること。

(2) 保護者等の労働又は疾病等の理由により適切な監護を受けられないこと。

2 前項の規定にかかわらず、心身の重い障がい、疾病その他の理由により集団保育が困難な児童は、小学生クラブに入会すること

ができない。

3 第一小学校小学生クラブ及び和泉小学校小学生クラブに入会できる児童は、第1項第1号の規定にかかわらず、当該小学校に在籍し、又は学区内に住所を有する者とする。

(入会の手続等)

第5条 小学生クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則に定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。
(育成料)

第6条 小学生クラブに入会した児童の保護者は、規則に定めるところにより、児童の育成に係る費用(以下「育成料」という。)を市長に納入しなければならない。

2 前項に規定する育成料の額は、月額5,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額を加算するものとする。

(1) 午後7時を超えて利用する場合(午後8時まで) 月額3,000円

(2) 臨時に午後7時を超えて利用する場合(午後8時まで) 日額500円

(育成料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、育成料を減額し、又は免除することができる。

(育成料の不還付)

第8条 既に納入した育成料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入会の承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入会の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号のいずれか又は同条第3項の要件を欠くに至ったとき。

(2) 第4条第2項の要件に該当するに至ったとき。

(3) 前各号のほか小学生クラブの利用を不相当と認めるとき。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表に規定する小学生クラブの開所に係る準備その他この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	位置
岩戸小学生クラブ	狛江市岩戸南三丁目15番1号 狛江市立岩戸児童センター育成室
宮前小学生クラブ	狛江市中和泉三丁目12番6号 狛江市立和泉児童館育成室
こまっこ小学生クラブ	狛江市和泉本町三丁目31番19号 狛江市立北部児童館育成室
寺前小学生クラブ	狛江市元和泉一丁目23番3号
第一小学校小学生クラブ	狛江市和泉本町一丁目3番1号 狛江第一小学校特別教室棟内
和泉小学校小学生クラブ	狛江市中和泉三丁目24番12号

備考 岩戸小学生クラブ、宮前小学生クラブ及びこまっこ小学生クラブの実施場所は、事業内容等により育成室以外の場所で実施することができる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、狛江市小学生クラブの設置及び管理について、必要な事項を定めるため。

議案第 57 号

道路の廃止について

道路の廃止につき、下記道路調書のとおり議会の議決を求める。

記

道路調書

路線番号	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (㎡)
市道 第 841 号線	西野川三丁目 863-4 番地	西野川三丁目 869-1 番地	1.82	81.80	146.49

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 5 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都世田谷区成城五丁目
氏名・年齢	秋谷 隆一郎 ・ 53歳

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川四丁目
氏名・年齢	馬場 和佳 ・ 50歳

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため。

同意第 7 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方三丁目
氏名・年齢	小川 敦子 ・ 53歳

令和 6 年11月25日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため。